

元環第446号  
令和元年9月17日

愛媛県管工事協同組合連合会  
会長 櫻井 健吾 様

愛媛県県民環境部長  
(公印省略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

愛媛県県民環境部環境局  
環境政策課水道整備係 谷本  
TEL (089) 912-2348  
E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp

薬生水発 0913 第 1 号  
令和元年 9 月 13 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿  
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
（公 印 省 略）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

令和元年 6 月 14 日に成立した成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人改正法」という。）において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）に改正されることとなった。

成年被後見人改正法の施行に伴い、同法により改正された法律において規定された個別審査規定において、厚生労働省令で定めることとされた「心身の故障により業務を適正に行うことができない者」を定める等、個別的、実質的な審査を行うよう所要の規定の整備を行うため、今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和元年 9 月 13 日に公布され、同年 9 月 14 日に施行されることとなった。

ついては、下記について御了知の上、都道府県におかれては都道府県知事認可の水道事業者に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

成年被後見人改正法の施行に伴い、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 に定める指定給水装置工事事業者の指定基準に関して、精神の機能の障害により給水装置工事業の事業を適正に行うに当たり、必要な認知、判断及び意思疎通の有無を個別的、実質的な審査を行うよう所要の規定の整備を行うもの。

### 第 2 改正の概要

成年被後見人改正法による改正後の水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イの厚生労働省令で定める者として、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 20 条の 2 において「精神の機能の障害により給水装置工事業の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と新たに規定したこと。

### 第 3 留意事項

指定給水装置工事事業者については申請時において欠格事由に該当しないことを宣誓するとともに、5 年ごとの更新の都度、定期的に事業の実施状況を確認するため、届出時において、精神の機能障害に関する判断について医師の診断書を求める必要性はない。

事務連絡  
令和元年6月28日

各都道府県水道行政担当部（局）  
各厚生労働大臣認可水道事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

指定給水装置工事事業者の指定基準の変更について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「改正法」という。）が別紙1のとおり公布されました。

改正法は、別紙2のとおり、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるものです。

水道法においても、指定給水装置工事事業者の指定基準に関して、第25条の3第1項第3号イにおいて成年被後見人等に関する欠格事項があるところ、改正法第86条において、以下の表のとおり改正され、令和元年9月14日より施行されます。

改正後の水道法	改正前の水道法
第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一・二 （略） 三 次のいずれにも該当しない者であること。 イ <u>心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u> ロ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> ハ～ホ （略） ニ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの 2 （略）	第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 一・二 （略） 三 次のいずれにも該当しない者であること。 イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> （新設） ロ～ニ （略） ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの 2 （略）

水道法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定めるものについては、現在水道法施行規則の改正に向けた作業を実施中ですが、別紙3のとおり「精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する方向で調整中です。

指定給水工事事業者は水道事業者が指定するものであり、その手続きは水道事業者が行うものであること

から、今般、改正法の施行に向けて必要な準備作業に支障が生じることがないように、改正内容について事前に情報提供するものです。なお、水道法施行規則の改正に関しては、別途通知しますので、ご承知置きください。

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

大桶、小林

電話 03-5253-1111 内線 4024、4034

## 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

### 【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

#### (1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

#### (2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

#### (3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

#### (4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

#### (5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

### 【施行期日】

- ①欠格条項を削除するのみのもの⇒原則として公布の日
- ②府省令等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から3月
- ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの⇒原則として公布の日から6月
- ④上記により難しい場合⇒個別に定める日